

府中市情報公開・個人情報保護審議会（平成16年度第2回）会議録

1 日 時 平成16年11月19日（金）午後2時から同3時6分
まで

2 場 所 市役所 西庁舎 委員会室

3 出席者

(1) 委 員 山上義人（会長）

鹿島秀樹

鎌田逸子

河内辰夫

鈴木けい子

松本良幸

(2) 市 職 員 財務部市民税課長 川崎信明

財務部市民税課長補佐 鹿島宏之

生活文化部保険年金課長補佐 坪井秀昭

生活文化部保険年金課年金係長 小澤静男

福祉保健部高齢者福祉課長 馬部公博

福祉保健部高齢者福祉課施設援護係長 横道淳子

(3) 事 務 局 総務部広報課長補佐 川田 誠

総務部広報課広聴担当主査 持田剛史

4 議 題

(1) 個人情報の収集に係る諮問について

(2) 個人情報を取り扱う事務の報告について

(3) 個人情報を取り扱う事務の追加及び変更について

5 内 容

(事務局) ただ今から、平成16年度第2回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。本日は、広報課三ヶ尻課長が、公務のため、出席できませんが、ご了承いただきたいと思います。では、広報課川田課長補佐から、ごあいさつ申し上げます。

(川田補佐) (あいさつ)

(事務局) では、会議に先立ちまして、審議会委員の退任がありましたので、ここで、ご報告いたします。本審議会委員の久芳美恵子委員におかれましては、本年10月1日に府中市教育委員会委員に就任されました。本審議会委員と教育委員会委員を兼ねることは、制度上は、認められるところですが、府中市教育委員会が所管する事務事業において行う個人情報の収集などについて諮問する場合、諮問する立場と答申する立場を兼ねてしまうことになり、審議に支障が出ることも考えられるとの理由で、ご本人から、9月27日付けで、9月30日をもって職を辞したいとする辞職願いの提出があったものです。久芳委員の任期は、平成17年9月30日までございますので、市としまして、残任期間における補欠委員を1名任命することとなりますが、こちらにつきましては、現在、選考中のところです。それでは、ここで、会長からごあいさつをいただきたいと思えます。山上会長、よろしくお願いいたします。

(会長) (あいさつ)

なお、大森委員、北谷委員と和中委員の3名の委員から、本日、所用のため欠席との連絡が入っています。

(事務局) ありがとうございます。それでは、会議次第の3の「議題」に移りたいと思います。それでは、山上会長から議事の進行をお願いいたします。

(会長) それでは、議事の進行をさせていただきます。皆さんよろしくお願いいたします。まず、会議次第の「3議題」の「(1)個人情報の収集に係る諮問について」を事務局から説明させていただきます。

(事務局) それでは、ご説明いたします。今回は、「府中市高齢者見守りネットワーク事業」で取り扱うこととなる個人情報について諮問するものです。事業の資料としましては、先日、

郵送させていただきましたが、本日、お持ちでない方はいらっしゃるでしょうか。では、ここで、諮問する理由につきまして、若干、説明させていただきます。前回の審議会でもご説明させていただきましたが、「府中市個人情報の保護に関する条例」第7条第1項では、原則として、「個人情報を収集する場合は、本人から収集しなければならない。」としています。そして、その例外として、第7条第2項第1号から第8号までに、本人以外から収集できる場合を定めています。これには、「本人の同意があるとき。」、「法令又は条例に定めがあるとき。」、「出版、報道等により公にされているとき。」などがありますが、それらのいずれにも該当しないときは、第9号の規定により、本審議会の意見をお聞きして、市が公益上特に必要があると認めたときに、初めて、本人以外からの個人情報の収集ができることとなります。府中市高齢者見守りネットワーク事業におきましては、第1号から第8号までの例外規定によらないで、本人以外からの個人情報の収集を行う場合があるため、第9号の規定により、本審議会に諮問するものです。また、条例第8条では、原則として、収集してはならない個人情報を第1号から第4号までに定めています。そして、その例外規定として、第8条本文に、これらの個人情報を収集できる場合を定めています。ひとつは、「法令等の定めがあるとき。」ですが、法令等に定めがないときには、同条の規定により、本審議会の意見をお聞きして、市が職務執行上特に必要があると認めたときに、初めて、これらの個人情報の収集ができることとなります。府中市高齢者見守りネットワーク事業におきましては、原則として、収集してはならない個人情報のうち、第8条第4号の「病歴その他の個人の心身に関する事項」に当たる個人情報の収集を行う場合があるため、本審議会に諮問するもの

です。それでは、ここで、諮問書を読み上げさせていただきます。

(諮問書朗読)

それでは、引き続き、「府中市高齢者見守りネットワーク事業」を所管することとなります福祉保健部高齢者福祉課の担当職員の方から、ご説明いたします。

(高・福課) 見守りネットワーク事業の概要について説明いたします。府中市では、高齢者が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指して、介護予防事業と「高齢者見守りネットワーク事業」を課題として、進めているところでございます。このネットワーク事業については、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など地域で孤立しがちの方々を市内の各在宅サービス支援センターにご連絡いただくことにより、早期に発見することより、状態の重度化や問題の長期化を予防する仕組みをつくることにありまして、今年度は、試行的によつや苑在宅介護支援センター担当地区をモデル地区としてモデル事業を実施してきました。たとえば、となりのおばあさんの家の新聞受けに新聞がたまってきたとか、買物に来るおじいさんの身なりが汚くなってきたというような気付きの連絡をいただくと、よつや苑在宅介護支援センターでは、実際に訪問して対象の方の現状を把握して、要望を伺いながら必要に応じていろいろな支援につないでいきます。こうしたネットワーク事業を進めるに当たりまして、個人情報保護に関する条例第7条、本人以外からの個人情報の収集、第8条、個人の心身に関する事項の収集に触れる場合も起こり得ることから、この審議会に諮問させていただき流れとなっております。

(会長) では、説明が終わりましたので、「府中市高齢者見守りネットワーク事業」で、行うこととなる個人情報の収集について、皆さんの方から、ご質問がありましたら、お願いし

ます。

(委 員) 収集先はどこですか。個人以外、病院とかが入っているのですか。

(高・福課) 高齢者の気付きの連絡ですが、収集というよりは連絡をいただくということです。病院の方から「急に会計ができなくなったようだ。」など、連絡をいただく場合があります。また、「どこに相談したらいいのですか。」という連絡をいただいています。

(委 員) 対象となった人からですね。一般の人も対象ですね。ネットワークはこれからつくるのですね。

(高・福課) 一部、四谷地区でモデル的に事業を行っています。課題を整理して4月から全市的に行おうと思っています。地域の中にいる高齢者の大部分は活動的だが、一部の虚弱な高齢者の実態を浮かび上げる道筋として、ひとつは、行政側が行う訪問指導、保健活動があります。また、家族、ご本人が地域の支援センターに相談にみえる。さらに、介護保険の要介護、要支援の認定を受ける作業の過程の中で見えてくる。以上、3つありますが、もうひとつの大きな情報として、地域の病院、民生委員などから通報を受ける場合があります。以前からネットワークとしてあったのですが、商店、地域の住民は、どこに知らせたらいいかわからない面がありましたので、きちんとネットワーク化して、地域の在宅介護支援センターへということを知っていただきたいということです。

(委 員) 広報課の方へ質問です。条例の第7条、第8条で、今回のケースをみていくと、実施機関というのは何になるのでしょうか。

(事務局) 条例上の実施機関は、市長です。

(委 員) 第7条の本人から収集しなければいけないという条文があって、ここで想定している本人以外ということは、支援

センターになるのか。それとも、集約されるその前の地域の住民、民生委員なのか。

(事務局) 今回、この諮問で想定しているのは、地域の住民、民生委員などです。

(委員) 支援センターで集約されて、市長の方に出されるのですか。

(事務局) その場合も、事業をひとまとめにして、入る場所は支援センターでも、市の事業として、市が収集を行うと考えております。今回の見守りネットワークの個人情報の収集は市の事業と考えています。

(委員) 見守りネットワークについて、変化がないと分からないということですね。気を付けておくことは、府中市として、住民票や戸籍をもとに動くということはやっていますか。

(高・福課) 基本的には、住民票などから動くことはありません。まず、現状の実態からが基本になっています。たとえば、郵便局に来た高齢者が自分の氏名、住所などを間違えてしまい、局の人が気付く。この変化が「個人の心身に関する情報」に該当するので諮問しているものです。

(委員) 表の右の側「支援センター」の情報の管理は、しっかりしているという認識でよろしいですね。

(高・福課) 地域の方からの気付きの連絡をいただいて、実態を把握する中で、プライバシーも含めまして、しっかり管理しています。誤報に過ぎない情報から、ごみの中で生活しているような劣悪な場合などもありました。支援センターにつないでからは、本人の意向を尊重して行っています。

(会長) ご意見がないようでしたら、審議会として意見をまとめていきたいと思えます。

(委員) 支援センターのパンフレットの他にネットワークのパンフレットは付けないのか。

(高・福課) 目的は、高齢者が困難な状況に陥ったときに、きちんと

サービスするために支援センターにつなげていくことですから、ネットワークはそのための手段です。ネットワーク自体のパンフレットは作ることはしません。

(委員) プライバシーの侵害に当たるか、心配です。

(高・福課) 支援センターに連絡いただければ、その後、必要に応じて、保健所、警察署等に連絡します。こういう施設があることを分かっていただくための手段がネットワークであるということです。

(委員) 集められた情報は、支援センターに行くが、その情報は、各センターで共有するものなのか。

(高・福課) 共有はしません。支援に必要なもの以外には使用しないので、センター内でサービスを提供するシステムは確立しています。

(委員) 支援センターから警察署へ連絡が行くという体系図になっているのですが、これは、高齢者の家庭内での虐待が認知されたときですか。

(高・福課) そのとおりです。

(委員) 虐待のうわさを支援センターが聞いた場合、病院などに問合せをして探索活動までするのですか。

(高・福課) そういうことはしません。虐待が社会問題化しているのは、介護保険の始まりで、ヘルパーが家庭に入り、高齢者にあざがあるなど、虐待が考えられる場合に、支援センターに連絡が入るという業務の一環として情報が入るものです。

(委員) 今までは、情報を待っている立場だったのが、これからは、小さいことでも積極性を持って知らせしてほしいということなのではないでしょうか。

(高・福課) 地域の高齢者のために、小さいきざしでも見つけていかないと気が付いたときには重度の症状になってしまうことがあるので、地域の力を借りて情報をつなげていくことが

この事業のもっとも大きな目的です。

(委員) 支援センターに連絡した情報の提供者が分かってしまうことがないようにしているのでしょうか。

(高・福課) 細心の注意を払っております。それによって情報が上がってこなくなってしまうことが困るので、きちんとした事業のシステムを必要だと考えています。

(会長) 他に、ご質問はありませんか。ご質問のないようですから、このへんで、審議会としての意見をまとめたいと思います。これまでのところ、認めるとの意見が多いようですが、本審議会として、「府中市高齢者見守りネットワーク事業」で行う個人情報の収集について、認めることとしてよろしいでしょうか。いかがでしょうか。認めるという方は、手をお挙げください。

(委員全員挙手)

それでは、本審議会としては、認めることといたします。本審議会から市長に提出する答申書は、後日、私が文面を確認させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。次に、会議次第の「(2) 個人情報を取り扱う事務の報告について」を事務局からご説明願ひします。

(事務局) それでは、「(2) 個人情報を取り扱う事務の報告について」を、ご説明いたします。これは、諮問事項ではありませんが、国民年金事業推進に関わる個人情報について、今後、大量に外部提供を行うこととなるため、特に本審議会にご報告するものです。事務を担当する財務部市民税課と生活文化部保険年金課の担当職員が出席しておりますので、そちらの方からご説明いたします。

(市民税課) 国民年金事業推進に係る個人情報の収集につきまして説明します。趣旨及び目的ですが、国民年金については、保険料の未納者への催告が問題となっています。社会保険庁では、市町村から被保険者等の所得情報を提供してもらい、

これを基に効率的な収納対策などを実施し、将来の無年金者の発生を防止することとしています。2の法的根拠でございますが、今年10月1日、施行されました国民年金法の一部改正におきまして、市町村が社会保険庁の依頼に応じて被保険者等の所得情報を提供することができる法的環境の整備が行われました。具体的には、国民年金法第106条改正で、社会保険庁長官は、被保険者等に対し、収入状況に関する書類の提出を求めることができることとなりました。また、第108条では、社会保険庁長官は、公官庁等に対し被保険者等の収入状況等の書類の閲覧や資料の提出を求めることができるとなっています。3の提供情報ですが、被保険者、被保険者の配偶者、世帯主の所得金額、課税所得金額です。4の「その他」ですが、今年度は提供情報を紙媒体で提供することになっております。

(会長) では、「(2) 個人情報を取り扱う事務の報告について」、どなたかご質問はありますか。

(委員) 所得情報について、市が一番精度の高いものを持っているということなのでしょうか。

(市民税課) 本人の申告に基づいて、申告の内容が課税情報としてストックされています。収入状況が分かるようになっています。

(委員) 確定申告を出すということであれば、市民税課で自動的にそれが回ってきて、確定申告をしなくてよい段階だと、市の方に申告するということですか。

(市民税課) 確定申告された場合は、複写になっていて、市の方に提出する部分があって市に来るようになっています。税務署と市では同じ情報を共有することになります。

(委員) 市ではなく、税務署に請求すればよいのではないのでしょうか。

(市民税課) 市では、各会社より個人の源泉徴収票情報、社会保険事

務所からは年金収入情報などが入ってきます。税務署が持っている情報より市町村が持っている情報の方が多いこと、市町村は住民票を管理していることにより、より正確であることがあります。これは、総務省と社会保険庁と国税の三者で協議した結果です。

(委 員) 社会保険庁から来た保険料未納者リストを市の方で管理する予定まであるのですか。

(市民税課) 今のところは、そこまで考えていません。

(委 員) 所得が多いのに保険料を払ってない人に社会保険庁の方で徴収、また、催促を促すための施策の一環とするものですか。

(市民税課) そのとおりです。所得を適確に把握することによって、強制徴収に役立つように、また、所得の少ない人に保険料を免除する通知を出すことに情報を活用しようということです。

(委 員) 国民年金法第106条と第108条でこのような照会があった場合、応じなければならない義務付けですか。

(市民税課) これにつきましては、社会保険庁と国税庁と総務省の方で条文の解釈に当たっての協議をした結果、地方税法第22条で守秘義務がありますが、国民年金法の第106条と第108条によって秘密ではなくなり、市町村は提示を求められた場合できる規定になっていますが、解釈上は義務規定です。

(会 長) 他に質問もないようですから、次に、「(3) 個人情報を取り扱う事務の追加及び変更について」を事務局からご説明いただきたいと思います。

(事務局) それでは、説明させていただきます。今回は、個人情報を取り扱う事務の追加が1件、変更が1件ありましたので、条例第9条第4項の規定により、ご報告するものです。事務の追加につきましては、本日、諮問しました「府中市

高齢者見守りネットワーク事業」です。内容は、先ほどご説明したとおりです。以前、お手元にお配りしてございます「個人情報を取り扱う事務の目録」の最後の21ページに追加となっております。資料として、21ページ目のみを配布してございますので、参考にご覧いただきたいと思っております。次に、事務の変更につきましては、同じく「個人情報を取り扱う事務の目録」の14ページの一番上の261番の名称が「多胎児家庭ホームヘルプサービス事業」から「産後家庭サポート事業」に変更となったものです。資料として、14ページの部分のみを配布してございますので、参考にご覧いただきたいと思っております。この事業につきましては、それまで、事業の対象が、2歳未満の多胎児を育児中で、昼間、外出ができないなどの場合に限られたいたものを、体調不良で家庭育児が困難な場合や、出産後4か月までで、昼間、介助する方がいない場合など、ひろく、一般の場合にまで拡大したものです。ご説明は、以上でございます。

(会長) では、「(3) 個人情報を取り扱う事務の追加及び変更について」、の説明が終わりましたが、どなたかご質問はございますか。今までのことに関してについては結構です。

(委員) 条文のことですが、第7条と第8条の解釈についてですが、まず、第7条の収集制限について、通常の情報に関してだと思っておりますが、本人収集が原則ですが、第9号の「公益上特に必要があると認めるとき」という文言と、第8条の「審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要だと認めたととき」と、違う表現になっているのはどうしてでしょうか。

(事務局) 条例第8条のいわゆる収集禁止事項の収集の制限は、第7条の本人以外からの収集の制限に比べ、より、きびしく制限されるものと解釈されると考えております。

(会 長) では、他に、ご質問もないようですから、今回の「議題」につきましては、終了させていただきます。

(事務局) それでは、会議次第の4の「その他」ですが、特に、連絡事項などはございません。次回の日程ですが、次回は、来年の2月頃の開催を予定しておりますので、よろしく願いたします。

(事務局) 委員の皆様、本日は、大変、お疲れさまでした。これをもちまして、平成16年度第2回府中市情報公開・個人情報保護審議会を終了させていただきます。